

竹原市民生都市建設委員会

平成２９年２月２４日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第１１号 分担金の減額について
- 2 議案第１２号 市道路線の変更について
- 3 議案第１３号 総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定について
- 4 議案第１７号 竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第２１号 竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第２５号 平成２８年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
- 7 議案第２７号 平成２８年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
- 8 議案第２８号 平成２８年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

(その他議案関連報告)

- 1 議案第２４号 平成２８年度竹原市一般会計補正予算（第４号）
(市民課・まちづくり推進課・社会福祉課・健康福祉課・建設課・都市整備課・下水道課)

(その他)

- 1 閉会中の継続審査（調査）について

(平成29年2月24日)

出席委員

氏 名	出 欠
宮 原 忠 行	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
松 本 進	出 席
宇 野 武 則	出 席
北 元 豊	出 席
高 重 洋 介	出 席
今 田 佳 男	出 席

委員外議員出席者

氏 名
脇 本 茂 紀
道 法 知 江
大 川 弘 雄
井 上 美 津 子
川 本 円
堀 越 賢 二
山 元 経 穂

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	西 口 広 崇
議会事務局次長	住 田 昭 徳
議事庶務係主事	前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	吉 田 基
副 市 長	細 羽 則 生
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦
建 設 部 長	有 本 圭 司
市 民 課 長	森 重 美 紀
まちづくり推進課長	國 川 昭 治
健 康 福 祉 課 長	塚 原 一 俊
社 会 福 祉 課 長	井 上 光 由
建 設 課 長	大 田 哲 也
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正

午前9時49分 開会

委員長（宮原忠行君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第1回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、本委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 皆さんおはようございます。

委員長をはじめ各委員の皆様におかれましては、お忙しい中、委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、先ほど委員長の方からございましたように、本委員会に付託されております議案第11号分担金の減額についてから議案第28号平成28年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで8議案につきまして各部の方から詳細な説明をさせていただきますので、慎重な審議のほどよろしく願いいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について執行部の説明を受けてまいります。審査の都合上、市民生活部提出議案である議案第25号、議案第28号、建設部提出議案である議案第11号、議案第12号、議案第17号、議案第13号、議案第21号、議案第27号の順に行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 異議なしと認め、そのようにとり行いたいと思います。

なお、執行部からの説明は座ったままで行っていただいて結構ですのでよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第25号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 議案第25号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予

算（第3号）について、その内容を御説明いたします。

今回の国民健康保険特別会計補正予算は、各種事業の精算見込みによる調整が主なものとなっております。

市民生活部の議案等補足説明資料1の1ページをお開きください。

まず、歳入であります。国庫支出金において4,838万3,000円、県支出金において1,024万1,000円、繰入金において6,140万3,000円をそれぞれ減額計上するものです。

次に、歳出であります。保険給付費において1億1,416万3,000円、介護納付金において257万3,000円、保健事業費において329万1,000円をそれぞれ減額計上するものです。

内容につきまして、1の3ページから1の8ページにおいて御説明いたします。

まず、歳出から御説明します。

1の6ページをお開きください。

(1)の一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者に係る療養給付費の1人当たり医療費が当初見込みを下回ったため、1億1,122万3,000円を減額するものです。

(2)の出産育児一時金につきましては、対象者を当初19人で見込んでおりましたが、決算見込みが12人であるため294万円を減額するものです。

(3)の介護納付金につきましては、介護納付金算定に係る1人当たりの負担額が変更となり当初見込みを下回ったため、257万3,000円を減額するものです。

(4)の人間ドック委託料につきましては、人間ドックの受診者を当初833人で見込んでおりましたが、決算見込みは730人であるため、156万3,000円を減額するものです。

(5)の重症化予防委託料につきましては、糖尿病等重症化予防事業の新規指導者を当初17人で見込んでおりましたが、実績は9人であったため、172万8,000円を減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

1の3ページをごらんください。

(1)の療養給付費負担金一般被保険者分につきましては、一般被保険者に係る療養給付が当初の見込みを下回ったため、3,559万1,000円を減額するものです。

(2) の療養給付費負担金介護保険分につきましては、介護納付金算定に係る 1 人当たりの負担額が変更となり、当初の見込みを下回ったため、82 万 3,000 円を減額するものです。

(3) の普通調整交付金国庫補助金につきましては、一般被保険者に係る療養給付が当初の見込みを下回ったため、1,024 万 1,000 円を減額するものです。

(4) の特別調整交付金国庫補助金につきましては、重症化予防事業に係る新規指導者を当初 17 人で見込んでおりましたが、実績は 9 人であったため、172 万 8,000 円を減額するものです。

(5) の県普通調整交付金につきましては、一般被保険者に係る療養給付が当初の見込みを下回ったため、1,024 万 1,000 円を減額するものです。

(6) の保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、低所得者に対する保険税軽減相当額が公費から補填されるものでございますが、平成 28 年度の制度改正により軽減対象となる所得基準額の引き上げがあり、保険税軽減対象人数が医療・後期高齢者支援分については当初見込み 4,241 人が 4,362 人に、介護分については当初見込み 1,168 人から 1,198 人と拡大されたため、484 万 6,000 円を増額するものです。

(7) の保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましては、低所得者を多く抱える市町村を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するため、保険税軽減が対象となった一般被保険者の数に応じて平均保険税算定額の一定割合が公費から補填されるものでございますが、平成 28 年度の制度改正により軽減対象となる所得基準額の引き上げがあり、保険税軽減対象人数が当初の見込みを上回ったため、255 万 7,000 円を増額するものです。

(8) の出産育児一時金等繰入金につきましては、対象者を当初 19 人で見込んでおりましたが、決算見込みは 12 人であるため、196 万円を減額するものです。

(9) の財政安定化支援事業繰入金につきましては、地方交付税措置対象額が当初見込みを下回ったため、739 万 5,000 円を減額するものです。

(10) の国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、歳入調整のため、5,945 万 1,000 円を減額するものです。

平成 28 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については以上です。
委員長（宮原忠行君） ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行いたいと思います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いをいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 1点だけお尋ねしたいのですが、療養給付費、一般被保険者の医療費の見込み減ということで、金額はちょっと1億1,000万円余りという大きい金額なんですけども、当初予定では予算で組むわけですが、これやっぱり減ったという主な原因といたしますか、そういった医療費の減を説明してください。

委員長（宮原忠行君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 一般被保険者の医療給付費が当初見込みを下回った要因でございますが、前年度に比べて1人当たりの給付費は伸びているのですけれども、高齢化に伴う高齢者医療制度の移行や社会保険加入要件の変更に伴う被用者保険への移行が進み、被保険者数が減少したことにより保険給付費が減少しております。

委員長（宮原忠行君） もういいですか。

委員（松本 進君） はい、わかりました。

委員長（宮原忠行君） それでは1件、傍聴についてお諮りをさせていただきたいと思います。

中国新聞より傍聴の申し出がありましたので、これを許可することと決してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、許可をいたします。

他にこの議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、ないようでございますので、次の議案に移らせていただきます。

議案第28号平成28年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 平成28年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、その内容を御説明いたします。

今回の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、各種事業の精算見込みによる調整が主な内容となっております。

議案等補足説明資料１の９ページをお開きください。

まず、歳入であります。後期高齢者医療保険料において２，４９３万６，０００円、繰入金において１，２２０万８，０００円をそれぞれ減額し、繰越金において６９万８，０００円を追加計上するものです。

次に、歳出であります。広域連合納付金において３，６４４万６，０００円を減額計上するものです。

内容につきまして１の１０ページから１の１１ページにより御説明いたします。

まず、歳出から御説明します。１の１１ページをお開きください。

（１）広域連合分賦金につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合において保険料負担金及び保険基盤安定負担金について再計算した結果、３，６４４万６，０００円の減額となったものです。

次に、歳入について御説明いたします。

１の１０ページをお開きください。

（１）の特別徴収保険料につきましては、広域連合において各市町の保険料特別徴収分を再計算した結果、１，２８２万円の減額となったものです。

（２）の普通徴収保険料現年度分につきましても、広域連合において各市町の保険料普通徴収分を再計算した結果、１，２４１万４，０００円の減額となったものです。

（３）の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、滞納繰越金の普通徴収保険料について収納額が当初見込みを上回ったため、２９万８，０００円を増額するものです。

（４）の保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合において各市町の基盤安定負担金を再計算した結果、１，２２０万８，０００円を減額するものです。

（５）の前年度繰越金につきましては、平成２７年度後期高齢者医療特別会計において決算による繰越金が生じたため、６９万８，０００円を増額するものです。

平成２８年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については以上です。
委員長（宮原忠行君）　ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 普通徴収の先ほど説明があった滞納繰越分の保険料の徴収のことですけれども、29万8,000円という回収した分ですか、納入があったということなのですけれども、保険料の負担の問題で普通徴収、特別徴収があって、普通徴収は私の理解では年金から引かれる以外の方が普通徴収ということで、ちょっと気がしていたのですが、そういった分で少ない所得の人もそういった対応の仕方というのですか、保険料徴収が増すことのそういう取組があったのかなということ、何件ぐらいとか、そこらの取組をちょっと簡潔に説明してもらえれば。

委員長（宮原忠行君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 今回の補正で増額させていただいているのは、普通徴収になるのは、所得の確定申告等により前年所得が変わったりした場合の方も普通徴収になっておりますので、保険料が高額の方が年金天引きから普通徴収に変わられた年度でございまして、その高額滞納者の方について滞納整理の取組をした結果、高額滞納者からの納付がございまして増額補正となったものでございます。

委員長（宮原忠行君） 再質問はよろしゅうございますか。

委員（松本 進君） はい、わかりました。

委員長（宮原忠行君） それでは、ないようでございます。

議事の都合により説明員の入れ替えを行いますので、暫時休憩をいたします。

御苦労さんでした。

午前10時07分 休憩

午前10時12分 再開

委員長（宮原忠行君） それでは、15分よりちょっと早いのですが、再開をさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、再開をいたします。

それでは、議案第11号分担金の減額についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） 建設課の案件でございます。説明につきましては、こちらの緑の表紙の参考資料の方で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、参考資料の5ページをお開きください。

まず、議案第11号の分担金の減額について御説明を申し上げます。

提案の要旨につきましては、平成28年6月に発生をいたしました梅雨前線による豪雨災害が激甚災害に指定され、当該災害の復旧事業に係る補助金の補助率が高率となったもので、補助率の増加割合に応じまして受益者の分担金を減額するものでございます。

受益者の分担金につきましては、農地が通常の25%から4.3%、農業用施設につきましては5%から0.6%にそれぞれ分担金を減額するものでございます。

激甚災害の指定につきましては、昨年の6月から7月の梅雨前線による豪雨により全国各地に甚大な被害が発生したことを受けまして、農地等の災害復旧に係る特別措置が全国を対象に適用されたものでございます。

このことによりまして本市におきましても国庫補助率が農地については91.4%、農業用施設については95.9%と大幅に補助金が増額され、昨年6月に活用いたしました竹原市内の農地等の災害5カ所の復旧事業費722万円に対しまして国からの補助金が683万円となり、被災した農家の分担割合が大幅に軽減されるものでございます。

本案は分担金徴収条例第4条の規定により分担金を減免することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようですので、次に参ります。

議案第12号市道路線の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） 次に、参考資料の7ページをお開きください。

議案第12号市道路線の変更について御説明を申し上げます。

変更の内容につきましては、市道宮床線の終点を忠海町字宮床4032番2地先から4093番2地先に変更して路線を延長するものでございます。

位置につきましては、参考資料9ページの図面をごらんください。

市道宮床線につきましては、平成24年に国道185号から床浦地区の間、約160メ

ートルを整備しており、今回路線を旧忠海西小学校まで延長するものでございます。延長する区間につきましては、平成２８年度に現地の測量と詳細設計を行っており、整備に向け市道として認定しようとするものでございます。

路線を延長することによりまして、ＪＲ呉線南側の交通課題の解消を図り、生活道路としての安全性、利便性の向上と緊急避難道路としての役割を担うものと考えておりまして、本案は道路法第１０条第３項の規定により市道路線を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

委員長（宮原忠行君）　ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本　進君）　１つ、延長の提案ですから、今測量中とかというような説明もありました。ですから、この延長の距離と事業費の関係をちょっと説明と、それであともう一つは、ＪＲ南側の交通問題の解消といいますか、そういうこともちょっと説明、発言がありました。そういうＪＲ南側の交通問題の解消というなら、これからその延長して、例えばフェリーのところまで、フェリーのところまではちょっと長いですが、その区間にはまだ狭いところがちょっとありますから、そういった狭い区間の見通しというのか、南側というのはフェリーまでの交通問題の解消ということをちょっと中・長期かわかりませんが、考えておられるのかなという説明をしてもらいたい。

委員長（宮原忠行君）　建設課長。

建設課長（大田哲也君）　まず、延長でございますが、こちら既に平成２４年度までに整備した区間が約１６０メートルでございます。そして、今回延長する区間につきましては約８０メートルとなっております。こちらギャップする区間がありまして、既存の道路と次に進めていこうとする延長にギャップがありますので、延長するところについてはそれを２０メートル超えて１００メートルの間を整備しようとするものでございます。

事業費といたしましては、概算ではございますが１億円として今概算として思っております。

３番目の忠海港までの道路でございますが、まずは今回忠海西小学校まで整備することによりまして、この床浦地区の交通解消を解消しようとするものでございますが、委員御

指摘の今後につきましては、忠海港までの間の道路整備については検討していきたいという思いを持っております。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） よろしいですか。

他にございませんか。

北元委員。

委員（北元 豊君） この変更ということで長年忠海の夢だったろうと思います。要は今後まちづくりに関して小学校まで道路が続くという中で、今後小学校を含めた忠海のまちづくりについてどう考えておられるのか、そこをお願いします。

委員長（宮原忠行君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 忠海の部分につきましては今この路線の部分につきましてまずは旧西小学校まで延長することによりまして、西小学校の跡地活用というものも活性化の部分の一助になるだろうということもございます。さらには、先ほど建設課長が申し上げましたように、忠海港までの部分、将来的に整備という部分も視野に入れまして、ＪＲで分断されております、あるいは国道で分断されております忠海の地区の南北の部分について活性化を図っていききたいと。そういうような中で、今忠海駅の周辺あるいはその忠海港の周辺につきましては魅力ある町並みづくり事業という部分をやっておりますので、地域の住民の方々と連携しながら全体のまちづくりというのを考えていききたいと。その中の交通ネットワークの一環としてこの部分を延長するということで提案させていただくというものでございます。

以上です。

委員長（宮原忠行君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、ないようでございますので、次に参りたいと思います。

議案第１７号竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） それでは、参考資料の３７ページをお開きください。

議案第１７号竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、これまで道路占用の額を算定する基準としていた占用地域の１級地、２級地の等級を廃止するとともに、本市を国土交通省に見直されました所在地区分の第４級に位置づけ、道路占用料の額の算定に係る区分として国の基準に合わせて占用物件、単位及び占用料などを定めるものでございます。

道路占用料につきましては、固定資産税評価額に基づき単価が定められており、国が所管する国道については全国的な地価の大幅な下落により平成２０年度から３年ごとに道路占用料単価の値下げとなる改正が行われており、広島県並びに近隣市町の多くの自治体も国の定めた道路占用料へ改正されている状況にございます。

竹原市内の道路占用物件の主なものといたしましては、中国電力の電柱が約１，５００本、ＮＴＴの電話柱が約８５０本あり、改正後の占用料を試算したところ、約８００万円の占用料が約３５０万円となる見込みとなっております。竹原市の占用料につきましては、平成１２年３月の条例改正以降、条例に基づき継続して現行の単価で道路占用料を徴収していましたが、国道、県道、近隣市町の占用料と比較して著しく高い単価となっていることから、このたび道路法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、平成２９年度の国の指針に合わせて道路占用料の種別及び金額などについて竹原市の道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） １点だけお尋ねしたいと思います。

いろいろ説明があったように等級の廃止とかということで国の基準に合わせたということもありました。それで、今竹原市に１，５００本余り、それが８００万円が３５０万円になる。竹原市から見たら減収ということになります。ですから、そこで単に聞きたいのは、国のこういう基準に合わせてやるということで市の方から見たら収入減となるということで、そこはざっくり聞きたいのは、財政担当でないからわからないけど、そういう補

填というか、そこらの財政措置は何か検討されているのかなというのがわかれば、ちょっとそこだけお尋ねしたいと思います。

委員長（宮原忠行君） 要するに補填があるのかなのかという話。

委員（松本 進君） そうそう，そういうこと。

委員長（宮原忠行君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 道路占用料につきましては，それにかわる金額で800万円が350万円と，約450万円の差額ということで，それについての補填ということは考えておりません。

委員長（宮原忠行君） ないということでしょう。

建設課長（大田哲也君） はい。

委員（松本 進君） はい，わかりました。

委員長（宮原忠行君） 松本委員，よろしゅうございますか。

他にございますか。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 道路占用料が下がるわけで，ちょっと聞いてみるのだが，今通信基盤整備の大体1,000円でしょ，1本，使用料，管理料が。1,000円払っている，1,000円，約。それも今度中電とNTTへ払っている金額が下がるということなのか。

委員長（宮原忠行君） 建設課長，答弁できますか。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） 通信ケーブルタネットの関係であるということでお答えします。

タネットにつきましては，公設民営で行っておりまして，占用料につきましては徴収をされておりません。また，これは国についても県道についても徴収はされていないという状況にあります。また，近隣の東広島，三原につきましてもケーブルテレビについては徴収をいたしていないというのが状況でございます。

以上です。よろしくお願いします。

委員長（宮原忠行君） 宇野委員，よろしいですか。

委員（宇野武則君） もういい。

委員長（宮原忠行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、ないようでございますので、次に参りたいと思います。

議案第13号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） それでは次に、議案の7ページ、議案第13号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定についてを御説明をさせていただきます。

まず、お手元に先ほど配らせていただきました2枚物の資料がございますが、この資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

1枚目がワンペーパーになっておりまして、これまでの経緯とそれから今後の方針ということになっております。2枚目が、これは平成28年12月16日に全議員さんにお配りをした指定管理者候補選定の経緯という資料となっております。

それでは、説明をさせていただきます。

バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理につきましては、平成15年9月施行の地方自治法の一部改正によりまして、スポーツ施設、都市公園、文化施設、社会福祉施設など、地方公共団体が管理する施設の運営を民間事業者を含む法人などに委託することができる指定管理者制度が創設をされました。この制度を利用することで施設の管理運営に民間等の経験や企画力を導入することができまして、これまでよりも効率的な施設運営を行えるだけでなく、民間事業者の創意工夫による新たな取組によって市民の皆様に質の高い行政サービスの提案が可能となることから、バンブー・ジョイ・ハイランド公園においても平成18年から3期11年にわたり指定管理者制度を活用してきました。現在の指定管理者は、公園緑地事業として体育館横広場の緑化や各スポーツの講習会、スポーツサークルや市民運動会など創意工夫による様々な自主事業に取り組み、より市民ニーズに沿ったサービスの提供が行えているものと考えております。

このような中、平成29年度から5カ年間ににおける新たな指定管理者を公募いたしましたが、平成28年12月26日の先ほど説明いたしましたお手元の資料によりますけど、経緯について御報告させていただきましたとおり、今回の指定管理者の募集については候

補者なしの結果となったところでございます。市といたしましては、候補者なしの決定以降、新たな候補者の選定に取り組むために公募内容の検証やそれに基づく募集要項の再検討などを進めていますが、再募集のために必要となる事業者への周知期間などを含め、今年度末までの作業完了は難しいと判断いたしました。

一方で、指定管理者による管理期間が平成29年3月で満了した場合、サービスの低下など市民の皆様に御不便をおかけするおそれがあるということで、このことから現状の市民サービスを維持するために、新たな事業者を決定するまで当面の1年間に限り暫定措置として現行指定管理者による管理を提案するものでございます。

新年度におきましては、速やかに新たな事業者の募集、選定に取り組み、民間の経験と企画力を活用できる指定管理者制度のもとにバンブー・ジョイ・ハイランドの効率的な運営と切れ目のない市民サービスの提供を目指してまいりたいというふうに考えております。

要するに平成29年度からの指定管理者が今回決まらなかった、よって指定管理者制度でできなかったらサービスの低下になり市民の皆様に迷惑をかけるということで、現状の市民サービスを維持するために当面1年間に限り現在のバンブースポーツクラブさんに暫定的に指定管理をお願いしたいと、1年間延長したいということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君）　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

今田委員。

委員（今田佳男君）　12月16日に経緯についてというペーパーをいただいて、これはホームページにもたしか出たと。今回、もう一枚のペーパーが出て、これの説明をいただいている現状だと思うのですが、当初の28年10月18日にはプレゼンを行われており、経緯説明によると2社でプレゼンをされていると。この資料によるとA社とB社という書き方で示してあります。そのA社の提案内容がB社と協力体制を築いてやりますよという提案であったという話なのですが、その前にA社、B社両方おられたことだと思うのですよね、プレゼンで。そして、この協力体制を築きということがあって、それが前提でA社に選定されて、ところがどうもA社とB社の協力体制が確認ができてなかつ

たのではないかというような文章に読み取れるのですが、そこでもしA社、B社の中でA社がB社と確実に協力できるという状況で応募していないということになると、A社の申し込みそのものに不備があったのではないかと。逆にその確認が不十分であってプレゼンまでしていただいたということになれば、プレゼンをしていただいた方に間違いがあったということになるのではないかと思います。

だから、協力しますよと、協力体制を築いて、それで指定管理に申請していますよという、じゃあその協力しますよということがちゃんと確約はされていたのかどうか、その確認はどうだったのかという、そこをちょっとお願いします。

委員長（宮原忠行君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、12月16日にお配りした裏面をちょっとごらんいただきたいのですが、選定後の動きということで、先ほど御質問がございましたプレゼンにつきましては10月18日に実施いたしております。その中の提案の中にA社の方がスポーツ部門についてはB社の得意分野なので引き続き連携をしてやりたいという提案がございました。ただし今後市といたしましては、その確約をとるためにその確約書の提出を条件に指定管理者候補を決定しようということで、この10月26日にA社とB社の確約書の提出をいただきました。それで、体制が整えるということで指定管理者候補として認めようということになったのですが、その後、途中の経過で11月15日にA社とB社とヒアリングを行いまして、最終的にB社の方が協力の見込みがなくなったということがあったので、それで辞退届を提出するように指導いたしまして、この11月25日にA社の方から辞退届が出てきたという状況でございます。

その中でA社のてんまつ書、それからB社のてんまつ書ということもつけさせまして一応処理しているという状況で、A社のてんまつ書によりますと、当初提案していたB社との協力体制ができなくなったので、指定管理業務の履行ができないということのてんまつ書がついております。また、B社につきましては、一旦確約書の方が提出されたのですが、最終的に理事会において協力ができないと、決定されてもA社との委託契約を締結することができないという方向が出たので、こういった形での最終的に該当なしという結論になったという状況でございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 今朝の新聞に呉市の指定管理で問題が発生しているという記事があ

りまして、非常に心配をしていて、竹原でもおそらく十何件ですかね、指定管理していただいているところがあつて、今回はこういうことがあつて間に合わないから、今やられている方をそのまま要するに継続してもらえませんかというふうな中身だと思うのですけれども、今後これが前例的になっていくことがあつてはいけないという、そういう懸念を持っているわけなのです。今の募集要項ですよね、指定管理者の募集要項、指定管理者の候補選定方法の基準で選定審査対象から除外という項目があつて、提出書類に虚偽または不正があつた場合、この協定がきちんできてなかったこと自体が、虚偽とか不正とかではないのだと思うのですけども、我々議会が何かを決定する時に、条件つきで認めますよということはないのですよね。だから、マルかペケかになるわけです。でなかったら修正案を出すか、そういうことでやっていくわけで、条件つきでこういう選定をされるということは、この申し込みをされた方たちに対して非常に不安な状態にさらされるということがあるのだと思うので、その辺の御認識はいかがですか。

委員長（宮原忠行君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 選定の部分につきまして条件つきで我々が候補者を選んだというわけではなくて、提案があつた時に、A社とB社が契約を結んだ上で業務をやるという部分の提案がありました。先ほど部長が説明をいたしましたように、スポーツ部分については、既存の業者さんの方が今のノウハウを持っているということで、A社さんがB社さんと協力をしてやりたいと、それは民民の契約でもってやりたいということだったのですが、その提案の部分に対しての確約という部分がないので、業者選定、要は候補者を選ぶ前の段階でその部分に本当に履行ができるのだろうかという確認をした上で最終的に候補者となり得るかどうかという判断をしようということで、その担保がとれるのですかという部分を候補者、候補者の前段になる方に対してお願いをいたしまして、両者話をされて委託契約を結ばれるということで印をついたものをいただいたものですから、それを再度委員会の方に向けまして、皆さんの合意を得て候補者にしようという形で動いていったということですので、条件つきでというわけではなくて、一定の条件をクリアしたということで候補者を我々としては選んでいます。

その後、民民の話の中でなかなかその協力ができないという部分の、ある意味翻意をされたということですので、その部分については再度我々としてどういう判断をすればいいだろうかというのを考えて、今回、本来であれば残った期間の中で新しい指定管理者を選んで提案をさせていただくという部分が筋論でございますし、前回の指定管理の部分に

つきまして期間という部分を提案をさせていただいた上で指定管理者の候補を選んでいるということですので、本来であれば3月までにその部分をやり終えてということも考えたのですが、時間的な部分と今回そういう案件になったという部分については再度我々としても吟味をした方がいいだろうという部分と、さらには部長が先ほど答弁させていただきましたが、利用されている方のサービスをどういうふうにするのがいいかというふうに考えた時に、一義的にやっぱり最低限今のサービスという部分は提供すべきだというふうに考えた時に、なかなかその新しく候補者を選ぶという時間的な余裕と、例えば仮に直営でやるという部分になったらサービスの低下という部分も踏まえて、ベストではないですが、ベターな選択ということで提案をさせていただいたということですので。

委員長（宮原忠行君） 今田委員。

委員（今田佳男君） ちょっといろいろなことがあってこういうことになったと。ただ、普通にぎりぎりになって、3月のぎりぎりになってこういう答えを出されて、今度候補として上げられているところに対しても非常に不安を与えたということは事実だと思うのです。もちろん市民の方にも決定が遅れたと、どうなるのかなという非常に関心のある方もおられて、私らも聞かれることがありますし、答弁はできません、決まっていなくて、そういうふうに質問を受けたりする関心の高い問題です。

1年という話で1年延長ということでもありますけれども、速やかに新たな事業者の募集ということがありますので、こういう募集の中身とかということは今回のこういういわゆる、ごたごたしたようなことがないようなことで了解をいただけるような速やかに進めていただきたいという思いがありますので、その時に1年に限るという暫定措置ということですけども、1年間というのはどうかなと。速やかであればもう少し短い期間でも一生懸命やって、皆さんに納得いただけるような選定ができるのではないのかなとは思いますが、その点についてはどうでしょうか。

委員長（宮原忠行君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、期間の部分、1年間、今回延長させていただくという部分で御提案させていただいた部分につきまして、今回いろんな問題が発生したということも踏まえまして、今現在としてどういう形で募集要項をつくっていけばいいのだろうかという部分も再検討をしているところでございます。指定管理者を選ぶということに当たりましては、やはり民間の業者の方がノウハウを持って参加していただいたことによって利用

者のサービスが向上するという部分が大前提でございますので、なるべく多くの方に参加していただかなきゃいけないという部分もございますし、市の施設ということもございますので、市内業者さんがどういうふうな形で参画していくのかというところも含めて多方面でいろいろと考えていかなければいけないという部分もございます。その部分に対して一定の募集要項を作成するまでの時間が必要という部分と、新たに募集要領をつくって、それを周知させていただいて、それに対して業者さんの方からよりよい提案をいただくという部分につきましては、検討に対しての一定の期間が必要であるという部分も考えまして、全体の通常の部分でやらせていただいた時に約7カ月ぐらい、選定までにかかっております。そういう部分を含めて、今回1年間という部分で期間をとらせていただいて、今回のようなことがないように不測の事態が発生したとしても対応できるようにという部分も含めて1年間という部分を提案させていただいたということでございます。

委員長（宮原忠行君） 他にございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 今の今田委員に関連する質問なのですが、ちょっと端的にお聞きしたいと思うのですが、こういった的確に話が進められてきた中で最終的には辞退されたという説明がありました。ですから、そこは一番端的に言えば何なのですか、一番問題は。いろいろな事業費なのか、コスト削減といういろいろあるのですが、最大の原因としてはやっぱり相手方はどういうふうに訴えられているのか、市としてはそれをどう受けとめているのか。

それから、あとはそれに関わる問題ですが、方法の再検討中ということですか、だからそこに関わる問題ですが、その解決策はあるのかどうかということが1つと、それから私は常々ちょっと問題にしているのは、この公共施設を指定管理者という制度に任すということが自治法上はそういうふうになるようになっているのですが、私が常々言ってきているのは、やっぱり公共施設ですからいろんな市民のための大切な施設ということでこういったバンブー・ジョイ・ハイランドでもいろいろ管理者の方は努力されて取り組まれているということだと思うのです。しかし、その仕組み上がやっぱりコスト削減ということが大前提になっているという、私はこれまでいろいろ申し上げてきました。だから、先ほど今田委員もあつたように、今朝の中国新聞ではグリーンピア安浦のせとうちの給料未払い、これはやっぱりコスト削減の一つの影響です。指定管理者の制度の欠陥です。ですから、こういうことが起きてはいけないわけであって、やっぱり指定管理

者の分で行ってきたということで、いろいろやっぱり経費節減ということも言われた。だから、具体的に聞きたいのは、この間、市が考えている経費節減はどれくらい経費節減を図られたのかということをもまず1点聞きたいのと、それで民間のノウハウとかよく言われるのだけれども、いろいろ民間のノウハウというのはそれぞれ持っておられるのでしょうか、例えば公共施設に関わって、民間しかできないサービス、わかりやすく、このバンブー公園における民間サービス、民間事業者しかできないサービスは何ですかと、そこもちょっとまず聞きたいというふうに思います。ちょっとその点です。

委員長（宮原忠行君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、1点目の辞退に至った経緯でございますが、もともとA社というのは造園部門が得意な会社で、B社というのがもともと地元で今までやってきたスポーツ部門を得意とする分野でございます。A社は新たな提案をしたいということで、B社のスポーツ部門を活用しながら一体的によりよい公園をつくっていきたいということでいろんな提案がございました。その中で選定委員会の中でA社の方が総合的によりよい公園をつくっていただけるということで評価が高かったのも、一旦は候補者としてA社の方が決まりました。ただしA社とB社の中で最終的に一旦は協力する、連携をするという形で話が進んでいたのですが、B社の方が協力できないというふうなことがございましたので、執行体制ができないということでA社が辞退をされたというのが経緯でございます。

それから、解決策でございますが、解決策につきましては、やはりこの指定管理者制度を導入することによって、繰り返しになりますけど、住民サービスの向上につながるというのが1点と、先ほど来御指摘がございましたが、コスト削減にもつながる、この2つの大きな効果があるということで指定管理者制度を導入いたしております。

そういったことで経費の節減についてでございますが、経費の節減については、市が個々に分離発注するよりは、効率的に一括的に民間によって発注をされた方が経費が安くつく、経費削減につながるということで進めております。

それからあと、民間にできるサービスでございますが、民間にできるサービスというのはやはり自主事業でございます。やはり民間における経験とか人材によりましてそういった自主事業をどんどんやっていただけると。やはり職員直営でやるということになりますと、そういった経験とか人材がいませんので、そういったことが自主事業は難しいということで住民サービスの向上につながるということで民間の活力を活用したいということで

指定管理者制度を導入したいというふうに考えています。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） まず最初の分で、このB社の方が協力しがたいということの、それは経緯ですから、私は経緯のことを聞いているわけではないのです。その原因となった最大の問題は何か、要因は何かということを、相手方はどう答えられているのか、市としてはそれをどう受けとめているのかということなのです。経緯はいろいろ聞きましたから、それでいいのですけども。市として受けとめている、その今日に至った最大の原因は何なのか、相手は何を訴えてきているのかと、それに対して市はどういうふうに対策をとろうとしているかということがないと、はっきりわからない、今は再募集の検討中と言ったけども、そんなこと出るわけないと私は思うので、ですからもう一回同じ質問をさせないようにきちっと答弁していただきたい。

それから、2点目の分、私が聞いたのは民間しかできない市民サービスは何かということ聞いたのです。自主事業の中身は何かということなのですから、これもはっきり。それは市として公営施設として公設で委託した場合はできないけれども、今回民間で民間事業者のノウハウ、自主事業がある、それは何かということを知っているわけ。だから、公設の分で委託したらできないけれども、指定管理者で民間、公設民営ということで民営でやればできる自主事業とは何ですかということを知っているのです。

それから、指定管理者の経費削減、効率化ということで具体的にやっぱり検証するというのが今まで書いてあるわけですから、わかりやすく公設よりは民設でやったらこれだけやっぱり削減できましたよということをはっきり言うべきですよ、きちっと。その答えが答えられないということが、一つの評価があなたが基準を持っていないということではないのですか、そこをちょっともう一回。

委員長（宮原忠行君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、1点目の辞退に至った原因でございますが、最終的には繰り返しになりますけど、A社、B社の間で協議をされて最終的にB社の方が協力できなかったという報告を受けていますので、体制が整えなかった、執行できないということで辞退届が提出されたということでございます。

あと2点目の自主事業の内容でございますが、例えば現在やられている自主事業で言いますと、芝生化事業であったり、あとスポーツの講習会とか、あと各種イベント等の開催

等々がございますので、そういったことの民間のノウハウによってやられている自主事業については、市でやった場合にはさらにそれを委託するような形になるので経費がかかると、経費が増加するというので、そういった効率的な一括的な包括的な運営をしていただけるという部分になりますと、やはり民間の力によってそういった自主事業、運営管理をしていただきたいというふうに考えております。

それから、3点目が削減についての御質問でございますが、これも繰り返しになりますけど、個々に市が発注した場合については、やはりそれだけの経費、諸経費がかかるということでございます。民間によって包括的に委託をするということになりますと、そういった経費が削減できるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 最後にしますけども、1つは私が聞いていることにまともに答えていない。その協議してきて、B社が辞退してきた、その最大の要因は何かもここでもやっぱり言えないわけでしょう。おそらく公募中も再検討なんか案が示せるわけではないではないですか。そこだけははっきり言いたい。

それから、あとは民間の自主事業の問題でも何かということでスポーツの講習とかイベントとか、これが何で公設の民間委託だったら、公設の委託だったらできないのですか。指定管理者ならできるけど、公設なんかで委託しているところいっぱいあるわけだから、何でそれができないのかという、はっきりとそこも言わない。それ何かあれば、それ教えてほしいけど言わない。

それとあとは削減効果です。これもやっぱり公の場でどれだけ効果があるというのをあなた方がもしそれが最大の使命と思っているのなら、民間でやったらこれだけやっぱり削減になりましたと、市民の税金が公正に使われましたというぐらいのあなた方ぴしっと言わないといけない。それは無理ではないわけでしょう。

それであと私が気になるのは、去年の10月に情報公開請求をしました。市がやっている指定管理者の評価基準とか内容はありますかという情報公開の指標です。要するに、このこういうのも入りますけど、竹原市の指定管理者の評価基準と内容についてという情報公開を出しました。しかし、回答する文書は、こういった文書はつくっていませんという情報公開の回答なのです。ですから、端的に言えば、市は具体的に評価基準を持っていない、評価もせずに、ただ自治法上、こういった指定管理者ができるからやっていると言

われても仕方がない。私はこの指定管理者制度そのもので取り組まれている人のことを言っているわけではないんだけど、制度そのもので最大の使命はコスト削減ですよ、どこから見ても。だから、そこは正直にやっぱりこういう場を聞いているならきちっと言って、そこは意見の違いがあるにしても、やっぱりきちっとすべきだと。

その端的な例が忠海の黒滝ホームの例を繰り返し私言っているけども、あれを指定管理者にして一つのわかりやすい部門としてコスト削減をやられたら給食調理場の地元調達ができなくなったよと、そんなことでいいですかということを繰り返し言っています。これが指定管理者のコスト削減の現実なのです。ですから、私はやっぱり今、一つのこういうバンブー公園に関わる分でも私は問題があるのではないかなということで、最後に聞きますけども、この情報公開になったような分はこれはちょっと間違いで、きちっとした評価はしていますよというふうに訂正してもいいのですかね、そこはどうでしょう。

委員長（宮原忠行君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 最後に御質問いただきましたそれぞれの指定管理に関する業者選定の部分の評価基準というものにつきましては、募集要項を定める時におきまして一定の、こういうものを書いてくださいという部分はお示しをいたしております。さらに選定するに当たりましては、それぞれの指定管理を選ぶ段階におきまして構成する委員におきましてどういう選定基準で考えるのかという部分をそれぞれの施設の部分の性質でありますとか内容という部分を踏まえてそれぞれで決定をしているということでございますので、基準がないというわけではございません。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 他にございませんか。

宇野委員。

委員（宇野武則君） このバンブーの前回の選定の方法というのは、私はいなかったからわからないのですが、その１点と、それから５年間やってこられたのですが、何か不都合な面はあったわけではないでしょう。ＡとＢと。この業者は聞くところによると、二十数億円やっているような大型、こういう業界では大型の方なのですが、私はこの５年間やられて大きな過失はなかったろうと思っているのですが、地元業者を優先的に募集してやらすということが大体この最近の議員さんの大方の意見なのですが、何か市外業者も含めて今後する場合のやっぱりメリット、デメリットというものがあつたから拡大して市外業者も入札に参加さすような方法をとられたのかどうかということです。

私は5年間、ほかの業者もいっぱいあるわけですが、1社でも継続してやられていると思うのですが。今安浦の例を言われましたが、竹原市も契約違反の事例があります。完全な違法だといってもいいのですが、火葬場です。全くお金を払わないのなら、今1人がやっておられます。あれは2人以上になっている、契約は。これも公募で三次の方の業者にやらせておりますが、社長が一回も出てきたことはないです。頭からいくらピンはねしているのかわからないが、大体2人以上になっている、契約書には。この前、私もわざわざ確認に行きました。もう金を払わないから1人はとれないのですということだったが、こういう実態もあるのです。

だから、当初予算で質問しようと思っていたが、もう完全な違法契約だ。金を払わないのだからということもあって、私はやはり地元の業者を限定してやれば、小坂隆市長さんの時代につくったのだから。それから、ずっと関わってきたのだが、市内業者の4社で造園を分割してやっていた。その何十年間受けた経緯の中でこうはなかったと思うのだがね、過失は。それをよそのがやるとやっぱり手抜きが出てくるのよ、間違いなしに。地元ですればいいのですよ。電話で行ってくれと言ったらやるのだから。

だから、何でそういうふうな方法転換して内容を変えたのかなというような思いがある。2社なら2社、今までのような形態で公募すれば、1社が辞退したら1社が継続すればいい。何か意図があってやっているのかというような一般市民は見るのよ。だから、今下請、雇われてきた人は、市外の業者だったら全部やめると言っている。このようなことがだらだらだら出てくるわけよ。だから、業者はそういうことはしてはいけないと思うので。やっぱり一つの型をつくったら、ずっとその型でやってあげないと、何か方法があったらそれは確認していけばいい。なかったらそのままで行ってあげなさい、あなた方の自由裁量であしなさいこうしなさいと言われたい。だから、この業者はどことも欠点がある。これだったら委託の候補がないというような、そんなのが出てきたらそれは変えてもいいが。何も好んで市外業者へすることはないと思うのですが、その点について。

委員長（宮原忠行君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、5年前の選定でございますが、5年前についても市内、市外を問わず、プロポーザルで募集をかけました。その時にはたしか3社で申し込みがございまして、1社は現在指定管理をやられている会社です。それからあと、東京から1件、それからあと広島市内から1件です。3社の方の申し込みがございまして、最終

的に選定委員会の方で一応選定をして今の指定管理者に決まったというのが5年前でございます。

その後、今回5年が経過して、新たにさらに5年間指定管理者の公募をかけた時点で2社、今回申し込みがございました。その2社というのがA社が広島市内、先ほど言いましたような造園業を専門とする造園会社で、この会社についても実績として三原市の方でも同じような公園をやられているという実績がございます。1社については、引き続きスポーツ部門を得意とするということでやっていただいておりますので、それぞれ得意とする分野があって、その得意とする分野を連携して今回やりたいということでA社の方がよりよい公園を目指してつくっていきたいということが提案があって、それで選定委員会での評価が高かったというのが現状でございますので、そういう点の御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 予算は2,600万円よ、それで今言ったようにこれから我々も真剣に議論しないといかないのだが、やはり市内業者を限定して、市内業者でやってきたのだからずっと。毎年予算で4社が分割して造園をやっていた。それで、こういう法律ができてから5年前に初めてこういう公募で一括してやったのだがね。実際東京の方だったら、そういう方がいるのですよ、今。今、火葬場がいい例です。ここが暇だったら本部の方へ手伝いに行くとか、むちゃくちゃ言っているのですよ、副市長。ここの従業員が葬式がない折に、本部の葬式に行かせたりしている。それで、調べてみなさい、本当。全然金払っていないのだから。払っていないので。あなた入り口へ最低賃金790円と書いてあるが、それさえ払っていない。

そういう事例があるから、やはりすぐ声かけられるような地元を優先して地元業者を育てるような、地元業者を育てていけば行政の指導も的確にできるのよ。東京の方の業者なんかにやらせたら、どうやってするのか。一々指導するのにこっち来なさいと言うのか。そんなことはできないでしょ。だから、行政はプロポーザルであなた方やったというって、それが正解のようなことを言っているが、あなたのところに管理能力がないこともあるのよ。業者がそう言っている。だから、市がしっかりしないと、もう丸投げするだろう、皆何でも。市民に負担をかけるようなことをして丸投げしてもいいことにならないわ、それは。あなたのところがこれ一つの事業で、これは原価がいくらかかってこうだと

というようなことを計算できないと、プロポーザルなどと自由にされるのよ、それは。それは発注する側に問題があるのよ。地元業者を犠牲にするというのは、長がそういうことを一番に考えている。小さい仕事でも三原に竹原の業者が行っていたが。天満市長になってぱっと皆切られたのよ、1年以内で。だから、二次請け、下請にきなさいといっってはつきり言われるのだから。

そういうのでやっぱり方向転換しないと、何もかにも間違いなしに税収も下がってくるのだから。そこらも総合的にあなた方は考えないといけない。業者にぽんと投げていたらそれでいいよというようなわけにはいかないのだ、これから。その点について。

委員長（宮原忠行君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、指定管理制度全体のあり方の部分につきましては、今いろいろと御提案をいただいておりますが、我々も丸投げをしているというつもりはございません。本来行政がやるべきものという部分を担保した上で、さらに民間のノウハウ等が入ることによってよりよい管理ができるという部分に対して、そうなるように業者選定を考えていきたいというふうに考えている中で、この制度を使わせていただいているものでございます。

さらには地元業者の育成という部分につきましては、地元業者を育成しないというふうに考えているわけではございませんで、地元業者の育成というのも大事ですが、一定の部分にその住民サービスの向上という部分を考えた時にどうあるべきかという部分を合わせて検討した上で募集という部分を考えていかなければいけないというふうに考えておりますので、そこは総合的に考えて展開をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 副市長も長としてもですが、ほかの仕事をずっと見学して30年も40年もやっている業種もあるのよ。だから、もしか5年に1遍やるというなら総合的にそういうものを考えて、ごみやし尿というのはずっと同じ業者がやっているでしょう。そこらも全部含めて行政の一つの基本としてやっぱりそういうものも5年に1遍やるのならやるように体制を組んでいかないと、あれはバンブーのは2,600万円ですからね。今言うように広島業者は25億円ぐらいやっているから、造園は。だから、それは地元業者を育成しようとしたら、それはどうしても勝てないのよ。業者でやろうと思ったら。それは資金がもたない。そうではなしに、私が言っているのは、そういうところから納税者

をやっぱり育成してあげなさいよと言っている。その点、これからは十分配慮していただきたいと思います。

委員長（宮原忠行君） 答弁はいいですか。はい。

北元委員。

委員（北元 豊君） ちょっと3点ほど聞かせてください。

まず、指定管理者指定に関する条例の中に、今管理管理ということが盛んに出ておりますが、第6条に対して管理の適正を期するためにということで、要は状況をきちっと把握するために、実地に調査し、必要な指示をすることができるという、こういう項目があります。そういう中できちっと毎年毎年そういう例えば業者の状況をしっかり把握、調査してきたのかというのが1点と、それで例えば今話の中で余りにも経費削減、これを余りにも打ち出したために業者に対してその辺の声はどうだったのかという2点。その中には分離発注していくべきかなという思いもちょっとしました。今は包括的な施設管理ということとを前面に打ち出しておられますけど、やはり運動部門あるいは公園部門といって当初18年にはそういうもので発注しておられました。24年にはそれを包括的にしていくために一緒にされたと。それで、それがどうだったかという検証もやはりしてみる必要性もあるかと思います。

それで、その中で指定管理の選定委員というのがございますけど、その中には当然外部委員の有識者ということが一つ含まれております。このあたりで外部委員の有識者とそこらの点についてもしっかりと協議をした中で選定をするのか、あるいは今後の方向性をどうするのかというところもされたのかどうか。

それでもう一点、1年を目途ということをおっしゃられましたが、実際問題はサービス低下になるわけですから、早急に決めなければいけない。しかし、そういう面ではいろんなことをきちっと整備する中で進めていく中で1年で極端に変わるのかどうかという、私はそういう不安もあるわけです。そこらも含めて以上の点をちょっと回答をお願いします。

委員長（宮原忠行君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、1点目の管理についてでございますが、管理につきましては一応要項の中、仕様書の中で一応月に一回、業務報告をするようにということがございますので、例えば樹木管理についても月に一回、どういう状況で管理していくかということを報告をしていただくような仕組みになっております。それからあと、従業員の

声等々については、一応指定管理の中で人件費について雇用保険、社会保険を含めた算出をいたしまして、人件費については最低2名必要という形で以前から運営においての人件費を一応確保しているという形で積算をいたしております。

それからあと、3点目の分離発注でございますが、以前はスタート当時はスポーツ部門だけの発注ということがございました。その後、一体的に包括的に指定管理した方がより住民サービスの向上につながるのではなかろうかということで、5年前は公園部門とスポーツ部門を一体的に包括的に管理をしていただくということで指定管理を全体的な導入をいたしております。

それからあと、4点目の選定委員でございますが、選定委員につきましては委員長は副市長になっていただいております、あと体育施設があるので体育協会から、それからあと教育関係があるので、文化とかスポーツ部門があるので一応教育関係から推薦いただいております。それから、利用者からは竹原のPTA連合から推薦をいただいている、それからあと税理士関係、税理関係があるので税理士さんの方の関係団体の方に推薦をいただいております。5名の方で一応選定委員会をお願いしているという状況の中で、実は当日の選定委員まで、まずは第1回は募集要項とか内容についての説明をいたしております。2回目については、その内容について一応委員の皆さんに集まっております事前に勉強したりとか、選定の仕方等々を含めて取組をいたしておりますので、選定委員会については3回ほど選定委員会を開催して取組をしているというような状況がございます。

それからあと、最後の1年間における募集期間でございますが、先ほど副市長から説明がございましたように、やはり見直しをする期間が必要、それからあと提案してもらうのに、よりいい提案をしていただく期間も必要、それから審査をするのに審査する期間が必要ということで、本年度においても7カ月ほど期間を要しておりますので、そういったことを含めて1年かけて十分よりよい提案がいただけるように指定管理者を決めていきたいという考えでございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 北元委員。

委員（北元 豊君） 指定管理委託料を2,647万6,000円という金額でございます。その中で管理における月に一回、業者と資料を求めながら進めているよという中で、そういう部分の中で例えば今日のある状況というのは、何かの状況で把握ができなかったのかどうかという、これは公開規定から難しいという面があったのかどうか。

それと、分離発注という考えの中でやはり経費削減というのが前面に出てきておりますので、そのあたり同僚委員もおっしゃられるように地元に分離することによって地元の業者をしっかりと使っていくよという、そういうスタンスの切り方といいますか、実際には包括的にやるという面もありますけど、やはり地元任せという中でそういうスタンスを切るという面も考えていかなければいけないのですが、それはどうなのでしょうか。

それから、今言う指定管理の選定委員さんの中で、そういういろんな問題点といいますか、疑問点がなかったのかどうか。公開、更新に当たって、指定管理の募集に当たってそういう問題点はなかったのかどうかという、その疑問点をお願いします。

委員長（宮原忠行君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、選定に当たりまして委員の方から今回の経緯に至ったところも含めていろいろな意見、どうだったのか、多分おっしゃられているのはこれまでの指定管理の部分の業務の内容についていろいろとその委員の方から問題点、課題というのが出なかったのかどうかということも含めての御質問になってくると考えております。委員会の中につきまして、やはり総合公園という部分の位置づけがあるという中で、スポーツ部門だけではなくて、公園として持っているポテンシャルをいかに活用する方法があるのかという部分で、さらに持っているものを活用するためにはいろんな提案をいただくべきではなかろうかというようなことをいただいております。ですので、現状のまま、確かに現状の部分というのが悪いとかいいとかというわけではなくて、その上に積み重ねていって総合公園としての位置づけ、新たな活用を見出していくという部分を考えていかなければいけないのではなかろうかというような御提言をいただいております。そういう部分の中で結果としてA社、B社という部分で、A社の方がその辺の部分がすぐれているというような形での審査結果に至ったということでございます。

もう一点、分離発注という部分をどう考えるかという部分でございますけど、入札に参加というか、応募に参加される段階において、指定管理を包括的に業務を行っていただくという部分でございますので、今はスポーツ部門というのもございますし、地元負担金による部分もございますし、施設の管理という部分もございます。さらには、自主事業としていろんなものを展開されるという形になれば、さらにプラスアルファの業務というのが出てくるということはあると思います。その時に分割することが効率がいいのか、あるいはトータルでやるのが総合的に力が発揮できるのかという部分は考えていかなければいけないという部分もございますが、必ずしも1社で参加しなければいけないというわ

けではなくて、異業種連携といいますか、もう少し組んでいただいて参加していただいても構わないということでございますので、役割等を利用して地元企業の方がやっていただく方がいいという部分につきましては、そういう形をとっていただいて参加していただいても構わないというふうに思っておりますので、逆に今回の募集要項の部分については、その辺の部分というのが少し我々として提案しきれてなかった部分というのがあるのではないかというふうに思っておりますので、それらも含めて新年度、議決いただければという話ですけど、議決いただければ新年度に当たりましては、その辺も含めて考えていきたいと。もちろんその中には、これまでの費用という部分につきましては、実績の部分を検証した上で今回も募集を行ったわけでございますけど、現場説明会に来られて最終的に応募に至らなかったという方もございますので、そういう点も含めて聞き取りをしながら再度検討していきたいというふうに考えております。

委員長（宮原忠行君） 北元委員。

委員（北元 豊君） 副市長のお話の中で思いというのが前面に、例えば業者の方に伝わっていないよという感じをちょっと受けました。そういう面でしっかり募集要項といいますか、思いというのはしっかり伝えていかなければ業者の方もそれに呼応できないという思いがしています。そういう面で今回の募集あるいは募集に関してしっかりとその思いを伝えていっていただいて、よりよい市民サービスができるように努めていただきたいと、このように思います。

委員長（宮原忠行君） 答弁はよろしい。

高重委員。

委員（高重洋介君） 多くの委員の方がもう質問をされております。できるだけ同じような質問にならないように聞いていきたいのですが、同じようなところがどうしても気になるところではあるのですが。

まず、この議案は民生都市建設の委員会の議案ということで私は把握しております。今日そうなのですが。ただ、この経緯の中で12月16日にこの資料の配付がございました。それ以降、12月の定例会もあり、1月31日には吉名小中一貫校のことで民生都市建設委員会が開かれて、その中では簡単な説明と経緯等の説明はございました。しかし、それ以降、1年間の随意契約とかそういう話は、予算のこととか、こういうような話はこの委員会では聞いてはないと記憶しています。

そういった中、2月15日で予算の説明会が各会派でございました。そのところで今回

の件を説明したいということなのですが、民生都市建設の委員長をはじめ私もそれはここでやることではないと、委員会でするべきことではないかと、その上で全議員の方に説明をしていくところではないかというふうなことも申しまいりました。

まず、なぜこれまで委員会を開催してこういう説明が行われなかったのか、私にとっては委員会軽視ではないのかなというような思いもございます。言葉悪く言えば、どさくさに紛れて出したような雰囲気も見えないわけではございません。

また、別な話ではございますが、庁舎の取得の問題です。公共施設部門に関しては特別委員会を開いていただき、いろんな経緯を聞き、来年度の予算に取得の予算を出しますよというような説明はございます。であるならば、民生都市建設でもこの件についてもう少しそういった説明がなぜ行われなかったのかなというところをまずお聞きしたいと思います。

委員長（宮原忠行君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まずもって、我々の方の最終結論といいますか、今回議案として提出いただくまでの判断の部分の中で、1月31日に民生都市建設委員会という部分で経過報告はさせていただきましたが、その後の方針決定ができ切れていなかったという部分につきましては、真摯におわびをしなければいけないのかなというふうに思っております。それを踏まえまして、本来であれば委員会の方に御説明させていただくべきだったというところにつきましても、我々の方としてもちょっといかがだったのかなというふうに思っております。

今回、予算の方の中で御説明させていただいた部分につきましては、そういう過程の中で12月に説明をさせていただいて、今回議案として提出していただく中にいきなり今回の期間延長という部分の内容が出ているということもございますので、事前に経緯という部分につきましては御説明させていただいた上で、委員会の中で御議論いただくべきではなかろうかというふうに思いまして、今回提案させていただいている部分の内容の背景となった部分を御説明させていただきたかったという部分でございます。

庁舎の問題の部分、特別委員会の部分につきましては、交渉相手という部分とのやりとりの中でどういう動きをしているという部分を情報提供をさせていただいているということもございましたので、庁舎特の部分につきましてはそういう形で説明をさせていただいたというところでございますので、若干内容の濃淡といいますか、内容の違いというのもありながら、十分な説明するまでの時間がとれなかったという部分につきましては、

今後改善していかなければいけない部分かなというふうに思っていますので、そこはちょっと御容赦いただければというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 議会の方もいろいろと変わりまして、委員会主義というふうになっていますので、やはり委員会を真摯に、委員会の方に報告をいただきながら全議員を考えるべきではないかなというふうに思っております。

先ほどからいろいろと分離発注とかいろんなことが出ておりますが、指定管理の場合、指定管理議案については、長のみ提案権があるというふうに私も認識をしています。しかし、今までこの5年間、現在の方もいろんなスポーツ関係の施設とか、いろんなことをやられて住民サービスにもすごく寄与してもらっていると思っております。その中でもやはり今回のプロポーザル、こういうことになりまして私も分離発注するべきではないかなと。私は決して今の方をどうこう言うわけではないのですが、スポーツ施設と樹木管理と分けておれば、今回のようなこともなかったいきさつではないのかなと。

そういうことでやっぱりいろんな市民の方からも地元絡みのことで私の方にもいろんな話は入ってきております。まず、周辺の部分が樹木管理ができていないと。先ほどから市民サービスの低下とか住民サービスという言葉が出ておりますが、安全管理が果たしてできていたのか。周辺の樹木、これは他団体の人がボランティアで正直樹木を伐採していただいたりとか、掃除をしていただいたりとか、そういう部分も聞いております。しっかりした範囲、ここからここまでは樹木管理をお願いしますということも必要ではないかなというふうには思っております。

その辺について先ほど答えがあったのでここはよしといたしまして、もう一つ、これから1年間随意契約ということなのですが、今市民の皆さんは大変関心を持っております。このまま1年間の随意契約をすれば、せつかく5年間、今の方がいい施設を保っていただいているのに、1年間随意契約というふうになると、市民の方の中には今の方が悪者になる可能性があるのではないかと。結局はA社、B社の中の話なのですが、B社ですね。B社が断って随意契約1年やるということになれば、それはよく言わない市民も必ず出てくると思います。そういった意味でも早急に再入札を私は行うべきだと思います。

先ほど副市長が7カ月かかりましたと、今からやれば7カ月、10月です。10月にはできるではないですか。それから、5年後の3月31日まで指定管理をすればいいわけで

あつて、何も1年待つ必要はないのです。もうある程度のものはできているわけではないですか、去年。そこをどう修正していけばいいかというだけなので、私は7カ月より早くできるのかなと思います。それがもしできない、7カ月かかりますといっても10月にはできるということなので、その辺についてお伺いをいたします。

委員長（宮原忠行君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、期間についてでございますが、先ほど副市長の方からも説明がありましたように、今現在検証しているというような状況で、今後募集要項の見直しであったりとか、そういったことを含めて新たにそういった取組をしていきたいということで、今年度実際にかかったのが7カ月なのですが、そういったことで同じように募集要項の見直しをやったり検証をやったり、それから提案していただく期間、それからあと現場説明会とか審査する期間等々がございますので、7カ月以上としてもかかるのではなかろうかというように考えています。そういったことで4月から見直し作業に入りまして、7カ月かかるということでございまして10月ですから、一応10月を目途に選定委員会に推薦ができればというふうなことも今考えていますので、総合的にスケジュールは調整していきたいというふうに考えています。

それからあと、分離発注の件でございますが、やはり包括的に総合的に管理していただくのが一番住民サービスにさらにつながるのはなかろうかということで市として判断をして一括的に指定管理をお願いしているということでございます。公園については、先ほど副市長の方から説明がありましたように、スポーツ、文化、レクリエーションという関係がございまして、さらなるそういった市民サービスの向上に努めていきたいという点で全体を効率的に指定管理をして管理していきたいということでそういうふうにさせていただいているという状況ですので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（宮原忠行君） 高重委員。

委員（高重洋介君） では、最後にします。

7カ月以上かかるのではないかなということなのですが、そうではないのです、やるのですよ。やる気になってやるべきなのですよ。確かに時間がかかったり、人がいろんなことがあって市民の皆さんが思うほどそのスピード感はできないこともあります。でも、やる気を見せてやれば、市民の人も役所仕事は時間かかる、役所仕事という言葉はなくなるのではないですか。今回はこれどうなのですか、誰の責任なのですか。誰の責任でもないです、僕は誰かに罪をあれしろとか、罰を与えと言っているわけではないです。誰かに責

任はあるのではないですか。そうしたら、それを検証して、早く動いて次のサービス、市民サービスにつなげていかなければならないということが大事ではないのですか。僕は本当にこれやる気があればできるのではないか思うのです。

それが今回のことは本当にこれ恥ずかしいことではないかなと。すぐにでも取りかかってやるべきだと思うのです。決して誰の責任とか誰に罰を与えとか言っている話ではないですけど、だけど必ずそこは検証しないと、また同じ繰り返しになるのではないですか。確かに何回も聞いた時に、建設の方ではペナルティーがあります。プロポーザルにはペナルティーがない、入札業者には、応札業者には。ペナルティーがなければ何をしてもいいのかという話になるわけなのです。

ここで言うB社ですね、今指定管理を受けようと、随契を。悪く言われる必要はないのに、いろんなところで悪く言われなければならない材料がいっぱいあるわけです。そういうことも考えれば、スピードアップして再入札を行って、半期でいいです、10月から新しい体制でスタートします、ここでは言えないとは思いますが、それぐらいの意識を持ってやっていただきたいと思います。

委員長（宮原忠行君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今いろいろと御提案いただきました部分で、今指定管理の部分につきまして現業者さんの部分、引き続きやっていただくという部分のある意味緊急避難的といいますか、暫定的な措置という部分で御提案させていただいた部分につきましては、我々としても本意ではないというふうに思っております。そういう中で先ほど委員の方からもございましたように、期間の部分につきましては長の専決事項といいますか、専属提案事項というルールの中で指定管理に定めるという部分で議決を経るという部分で1年間という部分が一定の期間という部分をいただきたいということで提案させていただいております。

もちろん業者選定の部分につきましては、我々もスピード感を持ってやっていきたいですし、先ほどおっしゃられましたように、利用者のサービスが低下しないようにという部分は第一義的に考えるべきだというふうに思っておりますので、それらも含めて新しい、仮に議決をいただければ今回提案させていただいている部分、議決をいただければ新規にどの方がなられるかという部分も含めてよりよい業者さんにとっていただくというか、指定管理をしていただくという部分に対して、よりよいものになるように募集要項等も含めて速やかに検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと

思います。

委員長（宮原忠行君） それでは、この件に関しましては全委員に質疑をいただきました。

それでは、次の議案第21号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） それでは、議案書の53ページ、議案参考資料の61ページをお願いいたします。

議案第21号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、62ページの新旧対照表で御説明をさせていただきます。

本案は、7項と8項の許可の特例の対象となる法人の名称が変更されたことに伴いまして、条例中における引用条項の整理を行ったものでございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようですので、次に参ります。

議案第27号平成28年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 下水道課でございます。

それでは、議案第27号平成28年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては、議案等補足説明資料、こちらの方で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳出の方から説明をさせていただきたいと思います。

委員長（宮原忠行君） 皆さんよろしゅうございますか。

それではお願いします。

下水道課長（藤本嗣正君） それでは、歳出の方から説明させていただきます。

補足説明資料の3の3ページをお開きください。

公共下水道事業において一般事務に要する経費として消費税775万3,000円を減額するものであります。減額理由といたしまして、消費税について旧税率の特例適用により予算当初における率108分の6.3が105分の4に変更したものであるものです。

続きまして、公共下水道事業経費のうち、汚水に係る経費といたしまして委託料を2,844万6,000円減額し、また工事請負費に関しましては1,706万3,000円減額するものであります。減額理由といたしまして、確定区域内における事業の進捗に応じて下水道管渠につきましても一体的に布設できるよう委託料及び工事請負費について予算措置をしておりましたが、関係地権者との交渉に時間を要し、本年度内の事業実施見込みが立たなくなったことにより減額するものであります。

続きまして、同じく公共下水道事業経費のうち雨水に係る経費といたしまして委託料を2,628万3,000円減額するものであります。減額理由といたしまして、雨水に係る経費として中央排水区における雨水排水に係る設計委託料として当初3,000万円を見込んでいましたが、国からの内示が約2割と当初要望から大幅に減額されたものであるものです。

続きまして、地方債償還金利子に要する経費として公債費における利子を129万5,000円減額するものであります。減額理由といたしまして、償還金利子は既に発行されている償還額と平成27年度発行分に係る償還金により当初は予算計上されていますが、当初見込みの利率が各借入先によっても違いますが、当初0.4から0.6%の見込みだったものが、実際の借り入れ時においては0.1から0.3%にまで利率が下がったことにより減額をさせていただくものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

3の1ページをお開きください。

下水道分担金について257万2,000円を減額するものであります。減額理由といたしまして、昨年度建設工事を実施し、供用開始予定区域を受益者分担金の賦課できる区域として当初予算計上いたしましたが、昨年度の工事区域において供用開始できる区域が減少したため減少するものであります。

続きまして、公共下水道補助金についてでございますが、1,146万2,000円減額するものであります。減額理由といたしましては、先ほど歳出で説明をさせていただきました国への要望額に対して実際の内示額が少なかったためによるものでございます。

続きまして、繰入金ですが、239万4,000円増額するものであります。増額理由といたしましては、財源調整を行った結果によるものでございます。

続きまして、公共下水道事業債についてですが、6,920万円減額するものであります。減額理由といたしまして、先ほどと同様に国からの交付金の内示減及び関連事業等の調整の結果、事業着手ができなかったために事業費が減額となったために事業債についても減額となるものでございます。

続きまして、今回の付託案件ではございませんが、本特別会計補正予算と密接な関連があり、一体的に説明をさせていただく方が御理解いただけたと思いますので、引き続き平成28年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきたいと思っております。

3の5ページをお開きください。

公共下水道事業に要する経費についてですが、公共下水道事業特別会計繰出金を239万4,000円増額するものであります。増額理由といたしましては、先ほど説明いたしました特別会計補正予算の繰入金239万4,000円が増額したことに伴い、収支の均衡を図るため、一般会計からの繰出金が増加したことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 3番の国庫補助金の減額の理由はどういうこと。

委員長（宮原忠行君） 下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 国庫補助金の減額の理由といたしまして、国からの内示が当初要望よりなかったことによりまして、あわせて補助金も入ってこないということになりますので、減額をさせていただきました。

委員長（宮原忠行君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、質疑がないようでございますので、ここから自由討議を行いたいと思います。

暫時休憩といたしますが、委員外議員の方には御退席をお願いを、傍聴の方も含めて申しわけございませんが、取り決めでございますので、御退席をお願いをいたします。速やかに退席をお願いします。

午前 11 時 44 分 休憩

午前 11 時 44 分 再開

委員長（宮原忠行君） それでは、休憩を閉じて、ただいまより会議を再開し、自由討議を始めたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 44 分 休憩

午前 11 時 48 分 再開

委員長（宮原忠行君） 休憩を閉じて会議を再開します。

それで、次に第2回がございしますが、ちょっと10分前から始めましたので、1時から第2回を開会をさせていただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 48 分 休憩

午後 0 時 52 分 再開

委員長（宮原忠行君） それでは皆さん、定刻前ですが、始めさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

市長（吉田 基君） 委員の皆様には本日、民生都市建設委員会を開催していただきまことにありがとうございます。本委員会におきまして、付託議案に対し慎重な御審査をいただいた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございました。

それでは、これより一括質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手によりお願いいたします。

今田委員。

委員（今田佳男君） 私は議案第13号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定についてということで申し上げさせていただきます。

やむを得ず新たな事業者決定するまでの当面の1年間に限り暫定措置としてということで、このたびいわゆるバンスポさんの指定管理というふうなことで議案が出ているわけですが、早急に、これは先ほどの質疑でもかなり出ましたが、できるだけ早急に取り組んでいただいて早目の決定をしていただきたいという強い要望がありますけれども、副市長のお考えがあればお答え願えたらと思うのですが。

委員長（宮原忠行君） 副市長。

副市長（細羽則生君） スポーツ部門の指定管理の1年間延長の部分につきまして、先ほど答弁させていただきましたように、我々としても早くに新しい指定管理者を選ぶという部分は一義的に必要な部分というふうに考えております。

今回の理由は、先ほどもちょっと御答弁させていただきましたが、いろいろと検討を要する部分というのが時間的にかかるということもございましたので、提案としては1年間ということで御提案させていただいておりますが、なるべく早目にいい業者さんが選べるようにというふうには努力していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

委員（今田佳男君） よろしいです。

委員長（宮原忠行君） よろしいですか。

高重委員。

委員（高重洋介君） 私も議案第13号の総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理について質疑をさせていただきます。

まず、暫定的に1年ということなのですが、これは市民の皆様も大変関心を持っておられます。市民の皆様も様々な思いがあります。変な話ですが、よく思う人もあれば、悪く思う人もある。この1年、先ほども言ったように1年暫定的に随意契約ですね、することによって、バンブースポーツクラブのこれまで5年間、せっかくいいものをつくり上げていただいたのに、このことによって市民がバンブースポーツクラブに対して悪い印象を持つ市民も出てくると思うのです。今までせっかく5年間やってこられて、市民サービスに徹してこられました。しかし、この入札の件でかなりの市民の方が関心を持っていま

す。そういった中、いろんな思いを市民が持っている中で、1年間随意契約するということは、正直バンブースポーツクラブにとって、これは不利益なものになるのではないかなと、市民の皆様の気持ちとして、先ほども言いましたが、A社、B社ありました、これB社ですよ、正直な話。B社です。入札に加わったバンブースポーツクラブが随意契約を1年間得るということは、どういうふうな市民の皆様は考えをするかはわかりませんが、私は正直バンブースポーツクラブさんに対していい思いをしない市民の皆さんがたくさん出てくるのではないかと思うのですが、その辺を指定管理者の提案については市長にあるということで、私たちが修正案を出すことはできませんので、できれば市長にお答えをしていただきたいというふうに思います。

委員長（宮原忠行君） 市長。

市長（吉田 基君） 現実の問題、そのバンブー・ジョイ・ハイランドを運営していくという、こういう責務が私たちに課せられております。今回の公募においてああいう結果になったということは、これをどう捉えるかということはやっぱり関係者、私たちも含めながら、公募というのは御存じのようにきちとした委員によって点数制で総合点で対比していくという、これはこれとして今日この時点においてこういう問題をどのように解決していくかということの中でできるだけ早い時期にそういうふうなことをしていけないといけないと言いながら、では3カ月とか半年で区切るわけにも合理性がちょっと、1年というスパンの中で整理していきたいということのお願いになると、このように思うのです。

感情論はやはりいろいろとあると思います。いろいろ私もお聞きはいたしておりますが、ここのところは少し慎重に今日までバンブー・ジョイ・ハイランドをずっとやってこられたバンスポさんに対しても、またもう一方の応募に努力をしてくれた団体に対しても私たちがこの1年の間に適切な対処をしていこうと、こういうふうに考えておりますので、御理解をいただきたいということでもありますので、よろしくお願いいたします。

委員長（宮原忠行君） 他にございませんか。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 私も5年間、施設へ行くと、あそこの記録なんか丁寧に出していただくのですが、造園は別にしてもあの行事を毎年毎年こなしていくということは並大抵の努力ではないというふうに思います。そういうことで今回募集の変更がどのように行われたか定かではありません。どういうところに欠点があって、どういうところを直さなくてはならないのかというようなものが明確でないということに大変懸念を感じているところ

でございます。

私は先ほども申し上げましたように、せっかく5年間、地元の方が汗水流してやってこられたという努力には大変敬意を表するところでございますし、継続して何ら支障はないというふうに思いますが、そういう点について明確な御答弁もいただいておりますが、早期の契約、特に地元の業者において契約されるよう強く望みたいというふうに思います。

委員長（宮原忠行君） 答弁はいいですか。要るのでしょうか。

副市長。

副市長（細羽則生君） まず、募集の経緯の部分につきまして、前回5年前にやらせていただいた部分と内容的に考え方というのは変わっているわけではございません。今回プロセスの中で結果として市外の業者さんの方が優位性が高かったという部分が候補者の前提になるという前段の部分になったということでございますが、結果的に候補者なしという形になっておりますので、そこらの部分につきましては先ほども少し答弁させていただきましたように、我々としても市外業者さんを全くオミットしようというふうに考えているわけではなくて、市内業者さんですね、育成という部分については重要なことだというふうに考えておりますので、その部分はどのような形でその募集要項の中で参加できるかという部分を、参加できるかといいますか、いろんな能力を持たれている方が参加できるかという部分についてはもう一度見直しをしていきたいと。その部分につきまして、先ほども市長が答弁させていただきましたけど、1年という部分の猶予をいただいてじっくり議論をしていきたいというふうに考えておりますので、これはもちろん速やかにという部分はございますが、今回のような事象が発生しないように対応していきたいという部分につきましては我々も思っていることでございますので、そこは御理解いただければと思います。

委員長（宮原忠行君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 私も8年ぶりに議席、議会へ出てきたわけですが、その当時の電気とか土木とか公共下水とか、ほとんど地元がやっておったものが今はほとんど市外の業者、8年たって技術が落ちたのかどうかというような懸念もあるわけです。だから、今回もそういうことからいったら、5年前に市内業者でそういう努力をされたのに、今回これにかえると。それから、ほかの事業にしてもプロポーザルでやって、1社全契約したことも事前にたくさんありますし、やはりこの問題だけでそう時間をとって議論をするような

問題ではないというふうに私はと思いますが、この際ですから地元業者育成という最も大事なところをやっぱり目を向けて行政運営をやっていただきたいということを強く要望しておきます。

委員長（宮原忠行君） 答弁は。

委員（宇野武則君） いいです。

委員長（宮原忠行君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、質疑なしと認め、本委員会への付託案件についての質疑を終結いたします。

これより本委員会への付託案件について順次討論、採決に入ります。

議案第１１号分担金の減額について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第１１号分担金の減額について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第１２号市道路線の変更について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第１２号市道路線の変更について、本案に賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第１３号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定について討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私はこの議案に反対をいたします。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第 13 号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） それでは、3 対 3 でございます。私は一日として空白をあけることはできませんので、本案に賛成とさせていただきます。

以上でもって多数となりますので、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 17 号竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第 17 号竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 21 号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案について討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第２１号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２５号平成２８年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第２５号平成２８年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２７号平成２８年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第２７号平成２８年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２８号平成２８年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第 28 号平成 28 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩をさせていただいて、市長については御退席の方をお願いしたいと思います。

どうも御苦勞さんでした。

午後 1 時 10 分 休憩

午後 1 時 19 分 再開

委員長（宮原忠行君） それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これより付託議案以外の平成 28 年度一般会計補正予算のうち、当委員会に属する事項に移らせていただきます。

まず、平成 28 年度竹原市一般会計補正予算（第 4 号）について、市民課長より説明を求めたいと思います。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 議案第 24 号平成 28 年竹原市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、市民課関係分について御説明いたします。

今回の一般会計補正予算につきましては、特別会計の各種事業の精算による一般会計からの繰出金の調整が主な内容となっております。

議案等補足説明資料 1 の 12 ページをお開きください。

まず、歳入であります。国庫支出金において 127 万 8,000 円の追加、県支出金において 488 万 2,000 円の減額、諸収入において 472 万 8,000 円を追加計上するものです。

次に、歳出であります。社会福祉総務費において 195 万 2,000 円、後期高齢者医療費において 2,336 万円をそれぞれ減額計上するものです。

内容につきまして 1 の 15 ページから 1 の 16 ページにより御説明いたします。

まず、歳出から説明します。

1 の 15 ページをお開きください。

（1）の国保会計出産一時金繰出金につきましては、対象者を当初 19 人で見込んでおりましたが、決算見込みは 12 人であるため、196 万円を減額するものです。

(2) の国保会計財政安定化支援事業繰出金につきましては、地方交付税措置対象額が当初見込みを下回ったため 739 万 5,000 円を減額するものです。

(3) の保険基盤安定繰出金保険税軽減分につきましては、制度改正により保険税軽減対象人数が当初の見込みを上回ったため、484 万 6,000 円を増額するものです。

(4) の保険基盤安定繰出金保険者支援分につきましては、同様に制度改正により保険税軽減対象人数が当初の見込みを上回ったため、255 万 7,000 円を増額するものです。

(5) の療養給付費負担金後期高齢者医療分につきましては、後期高齢者医療制度に加入している竹原市の被保険者分の医療費給付費総額の 12 分の 1 を市が負担するものですが、広域連合において再計算した結果、1,115 万 2,000 円を減額するものです。

(6) の保険基盤安定繰出金後期高齢者医療分につきましては、広域連合において各市町の保険基盤安定負担金を再計算した結果、1,220 万 8,000 円を減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

1 の 14 ページをお開きください。

(1) の国保保険基盤安定国庫負担金につきましては、保険基盤安定繰出金保険者支援分の財源として国が 2 分の 1 を負担することになっているため、127 万 8,000 円を増額するものです。

(2) の国保保険基盤安定負担金につきましては、保険基盤安定繰出金保険税軽減分の財源として県はその差 4 分の 3 を負担し、保険基盤安定繰出金保険者支援分の財源として県はその 4 分の 1 を負担することとなっているため、427 万 4,000 円を増額するものです。

(3) の後期高齢者医療保険基盤安定県負担金につきましては、保険基盤安定繰出金後期高齢者医療分の財源として、県が 4 分の 3 を負担することとなっているため、915 万 6,000 円を減額するものです。

(4) の後期高齢療養給付費負担金返還金につきましては、平成 27 年度の事業精算に伴い還付金が発生したため、472 万 8,000 円を増額するものです。

次に、繰越明許費について御説明いたします。

1 の 18 ページをごらんください。

戸籍住民基本台帳費の個人番号交付事業につきまして、カード発行事務を委任している J-LIS からの交付金請求額が平成 29 年 3 月 31 日までに全国で交付されたカード等の枚数と各市町村で交付されたカードの枚数により算出されることとされており、年度内に支出を完了することが難しいため、213 万 8,000 円を繰り越すものです。

平成 28 年度竹原市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、市民課関係分については以上です。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 質疑はないようでございますので、次に参ります。

次に、平成 28 年度竹原市一般会計補正予算（第 4 号）について、まちづくり推進課長より補足説明をお願いをいたしたいと思います。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 引き続きまちづくり推進課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、自治サポート助成金事業、合併処理浄化槽普及事業、再生エネルギー導入事業及び広島中央環境衛生組合負担金の各事業の精算に伴う歳入歳出の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算の状況につきましては、それぞれ資料の 2 の 1、2 の 2 ページのとおりでございますので、お開きをお願いいたします。

歳入につきましては、国庫支出金保健衛生費補助金として 350 万 7,000 円の減額、県支出金といたしましては、保健衛生費補助金 218 万 6,000 円の減額、保健衛生費補助金として 1,621 万 3,000 円の減額、諸収入といたしまして雑入 250 万円の減額でございます。

続きまして、2 の 2 ページ、歳出でございますが、総務費、コミュニティ振興費として 250 万円の減額、衛生費、環境衛生費といたしまして 2,399 万 6,000 円、清掃費の塵芥処理費として 2,619 万 3,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

補正の内容につきましては、一般会計に関わる補正について説明させていただきます。

先に歳出から説明をさせていただきますので、2の4ページをお願いいたします。

まず、1点目の自治サポート助成金事業につきましては、住民自治組織への自治サポート助成金を減額補正するものでございまして、広島県を通じ、自治総合センターに平成28年度コミュニティ事業の申請を3団体行ったところ、例年どおりの2団体の採択となったため、助成金250万円を減額するものでございます。当初の3団体の申請につきましては、田万里協働のまちづくり協議会、荘野協働のまちづくりネットワーク、仁賀町協働のまちづくり協議会、この3団体の申請を行ったところでございますが、2団体となったため、設立順に従いまして田万里、荘野、この2団体の採択ということになったところでございます。これに対する財源として、雑入を減額補正するものでございます。

2点目の合併処理浄化槽普及事業につきましては、くみ取り及び単独槽から合併槽への設置替え、並びに新設に対する合併処理浄化槽設置整備事業補助金について減額補正を行うもので、本年度の補助金申請件数を63件と見込んでいましたが、48件に減少する見込みであるため、補助金555万6,000円の減額補正を行うとともに、これに対する財源として国庫補助金及び県補助金を減額補正をするものでございます。

資料の2の5ページをお願いいたします。

3点目の再生可能エネルギー導入事業につきましては、グリーンニューディール基金を活用いたしまして、竹原西公民館及びバンブー内にあります竹原市体育館の避難所2カ所へ太陽光発電システム等を整備しておりますが、これに関わる経費につきまして入札により測量設計委託料36万5,000円、工事請負費1,807万5,000円の不用額が生じたため、それぞれ減額補正を行うとともに、これに対する財源といたしまして1,621万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、4点目の広島中央環境衛生組合負担金につきましては、組合において平成28年度の決算見込みを行ったところ、竹原安芸津環境センター分に関しては需用費及び委託料が減少し、竹原最終処分場費に関しましては、有価物売払収入が増加し、及び施設整備費に関しましては、工事請負費等が減少など、各費目に予算の増減が見込まれたため、これに伴う負担金2,619万3,000円の減額補正を行うものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきますので、2の3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、事業費の減に伴いまして、1点目の合併処理浄化槽設置整備事業などについては、国庫補助金350万7,000円、県補助金218万6,000円、2点目の再生可能エネルギー等導入推進補助金に

については、県補助金１，６２１万３，０００円、及び３点目の宝くじコミュニティ助成金につきましては、雑入を２５０万円、それぞれ減額補正を行うものでございます。

以上です。

委員長（宮原忠行君）　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君）　それでは、ないようでございますので、説明員の入れ替えのため暫時休憩いたしますので、委員の方はそのままお待ちいただきたいと思います。

それでは、入れ替えをお願いします。

御苦労さんでした。

午後１時３１分　休憩

午後１時３２分　再開

委員長（宮原忠行君）　それでは、休憩を閉じて会議を再開をいたします。

平成２８年度竹原市一般会計補正予算（第４号）に関する福祉部の件について、社会福祉課長より説明を求めたいと思います。

社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君）　それでは、平成２８年度竹原市一般会計補正予算（第４号）のうち、社会福祉課分につきまして、その内容を御説明いたします。

福祉部の議案等補足説明資料の１の１ページをお開きください。

このたびの補正では、事業量の調整等、決算見込みによる精算を行うものであります。

まず、歳入についてであります。負担金及び負担金について８６０万４，０００円を減額、国庫支出金について５，０５１万円を減額、１の２ページをお開きいただきまして、県支出金について２２３万８，０００円を減額、諸収入について７３万４，０００円の追加及び市債について１９０万円を減額して、合計で社会福祉課分の歳入６，２５１万８，０００円を減額するものであります。

次に、歳出についてであります。社会福祉費について５６８万６，０００円を減額、及び児童福祉費について２７５万９，０００円を追加、１の４ページをお開きいただきまして、生活保護費３，４３６万２，０００円を減額し、合計で社会福祉課分の民生費３，

728万9,000円を減額するものであります。

それでは、詳細につきまして順次御説明いたします。

歳出から説明しますので、資料1の9ページをごらんください。

歳出の(1)臨時福祉給付金事業経費につきましては、支給対象者数を当初6,600人と見込んでおりましたが、支給実績が5,323人と下回る見込みとなったため、社会保険料、臨時職員賃金、事務用備品、臨時福祉給付金を合わせて568万6,000円減額するものであります。

次に、(2)保育事業経費につきましては、欠員代替保育士賃金を12人分と見込んでおりましたが、実績は7人、障害加配保育士賃金を7人分と見込んでおりましたが、実績が4人と見込みを下回るため、また広域入所委託料を3人で36カ月と見込んでおりましたが、実績は4人11カ月と見込みを下回るため、社会保険料、代替保育士賃金、広域入所委託料合わせまして1,636万2,000円減額するものであります。

次に、1の9ページから10ページにかけまして、(3)母子自立支援経費につきましては、入所世帯数を当初2世帯、延べで24カ月と見込んでおりましたが、実績は1世帯、延べ12カ月と見込みを下回るため、施設入所措置費398万9,000円を減額するものであります。

次に、(4)児童扶養手当給付経費につきましては、全部支給受給者数を当初1,231人と見込んでおりましたが、実績が1,181人と減少したこと、また一部支給受給者数の平均支給額を当初2万8,520円と見込んでおりましたが、実績が2万7,880円と見込みを下回るため、その支給額が減少したので、児童扶養手当を104万1,000円減額するものであります。

次に、(5)児童手当支給経費につきましては、当初延べ受給対象者数を3万2,232人と見込んでおりましたが、実績が3万670人と見込みを下回るため、児童手当1,774万円を減額するものであります。

次に、(6)認定こども園等の運営助成事業につきましては、一時預かり事業におきまして当初市内の認定こども園等6カ所の補助を見込んでおりましたが、補助を受ける施設が4カ所に減少し、一時預かり事業補助金305万3,000円を減額するものであります。減少施設につきましては、中央こども園と大乘こども園で、理由につきましては児童の減少に当たり一時預かりの専任保育士の配置の必要がなかったというものでございます。

次に、（７）認定こども園等の給付事業につきましては、入園児童数を当初、月平均３３５人と見込んでおりましたが、実績は月平均３４９人と見込みを上回ったこと、また施設型給付費のもととなります公定価格の単価が当初予算算定時に比べ３．２％、額にしまして９５０万８、０００円の増額となったため、施設型給付費４、４９４万４、０００円を追加するものであります。

次に、１２ページから１３ページにかけまして、（８）生活保護一般事業経費につきましては、保護施設１５施設になりますが、それに対しまして過払いとなった保護施設事務費を国及び県に返還するため、返還金６３万８、０００円を追加するものであります。

次に、（９）生活保護費につきましては、生活保護費の医療扶助について生活保護より優先する障害者総合支援法による自立支援事業等の医療助成制度を利用する被保護者が増加したこと、また医療扶助が高額になります入院治療中の被保護者が死亡や施設に入所したため、保護の廃止件数が増加したことにより当初の見込み額を下回るため、生活保護費３、５００万円を減額するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

資料１の５ページをお開きください。

歳入の（１）保育所負担金につきましては、保育所入所児童数を当初、月平均３０７人と見込んでいましたが、実績が月平均２６２人と見込みを下回るため、保育所負担金８６０万４、０００円を減額するものであります。

次に、（２）施設型給付費負担金につきましては、認定こども園等の入園児童数が増加したこと等により、国庫負担金１、９９３万２、０００円、県負担金１、０１０万７、０００円を追加するものであります。

次に、（３）母子生活支援施設措置費負担金につきましては、入所世帯数の減少により、国庫負担金１９９万５、０００円、県負担金９９万７、０００円を減額するものであります。

次に、１の６ページをお開きください。

（４）児童扶養手当負担金につきましては、受給者数の減少等により国庫負担金３４万８、０００円を減額するものであります。

次に、（５）児童手当負担金につきましては、受給者数の減少等により国庫負担金１、２８９万１、０００円、県負担金２４２万５、０００円を減額するものであります。

次に、（６）生活保護費負担金につきましては、医療扶助費の減少等により国庫負担金

5, 304万円, 県負担金524万1, 000円を減額するものであります。

次に, (7) 臨時福祉給付金事業補助金につきましては, 支給対象者数の減少により国庫補助金568万6, 000円を減額するものであります。

次に, (8) 子ども・子育て支援交付金につきましては, 一時預かり事業の補助対象施設の減少により国庫補助金128万2, 000円, 県補助金128万2, 000円を減額するものであります。

次に, (9) 放課後児童クラブ整備費補助金につきましては, 子ども・子育て支援整備交付金において国庫補助率が3分の1から3分の2に変更となったことにより, 国庫補助金が480万円が増額となり, また県補助率が3分の1から6分の1に変更となったことにより, 県費補助金240万円が減額となるものであります。

次に, 1の8ページをお開きください。

(10) 生活保護費返還金につきましては, 救護施設に対して過払いとなった保護施設事務費について返還請求を行うため, 諸収入73万5, 000円を追加するものであります。

次に, (11) 吉名放課後児童クラブ整備事業債につきましては, 子ども・子育て支援整備交付金の補助割合が変更されたため, 吉名放課後児童クラブ整備事業の市の負担額が489万円から240万円となり, 起債190万円を減額するものであります。

平成28年度竹原市一般会計補正予算(第4号)のうち, 社会福祉課関係分につきましては以上であります。

委員長(宮原忠行君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(宮原忠行君) ないようですので, 次に参りたいと思います。

平成28年度竹原市一般会計補正予算(第4号), 健康福祉課に係るものについて説明を求めたいと思います。

健康福祉課長。

健康福祉課長(塚原一俊君) それでは, 平成28年度竹原市一般会計補正予算(第4号)のうち, 健康福祉課関係分につきまして御説明を進めさせていただきます。

ページで言いますと2の1ページからということになっております。

今回の健康福祉課関係分の補正予算につきましては、各種事業の決算見込みにより予算を減額する内容となっております。

福祉部の議案等補足説明書2の1ページでございますが、まず歳入について御説明いたします。

国庫支出金につきまして、障害福祉事業への負担金及び補助金として1,653万3,000円を減額するものであります。

県支出金につきましては、同じく障害福祉事業への負担金及び補助金として830万1,000円を減額するものであります。

次のページ、2の2ページをお開きください。

次に、歳出について御説明いたします。

社会福祉費、障害福祉費、扶助費について、障害福祉サービス給付費等を3,870万2,000円を減額します。同じく老人福祉費、扶助費につきましては、252万円を減額するものとなっております。

2の5ページをお開きください。

それぞれ詳細について御説明いたします。

まず、歳出につきまして御説明いたします。

上段の2歳出でございますが、(1)障害者福祉サービス給付経費であります。内容につきましては、各種事業の延べ利用者数について、当初6,279人と見込んでおりましたが、実績が6,044人と下回る見込みとなったため、1,810万円を減額するものであります。

(2)障害児通所給付経費であります。各種事業の延べ利用者数について、当初790人と見込んでおりましたが、実績が739人と下回る見込みとなったため、343万5,000円を減額するものであります。

一番下から次のページでございますけれども、更生医療給付経費でございます。給付対象者数について、当初64人と見込んでおりましたが、実績が53人と下回る見込みとなったため、638万6,000円を減額するものであります。

続きまして、(4)です。重度障害者医療助成経費であります。医療費審査件数について、当初3万1,880件と見込んでおりましたが、実績が3万790件と下回る見込みとなったため、891万8,000円を減額するものであります。

(5) でございます。特別障害者手当等給付経費であります。支給対象者数について、当初58人と見込んでおりましたが、実績が48人と下回る見込みとなったため、186万3,000円を減額するものであります。

一番下段から2の7ページにかけてでございます。

(6) 市外養護老人ホーム等措置経費であります。市外の養護老人ホーム等への措置対象者のうち、盲養護老人ホーム対象者数について当初8人と見込んでおりましたが、実際には6人と下回ったため252万円を減額するものであります。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、2の3ページをお開きください。

次に、歳入について御説明いたします。

歳入の内容につきましては、先ほど御説明いたしました各種事業の歳出予算の減額補正に伴う財源調整により減額調整するものが主な内容となっております。

補正理由等が歳出と重複する部分につきましては簡略した説明にさせていただきます。

それでは、このページ上段になりますが、1歳入、(1)障害者自立支援給付費負担金でございます。内容につきましては、歳出のうち、障害者福祉サービス給付経費の減額補正に伴い国庫負担金1,003万3,000円、県負担金501万6,000円をそれぞれ減額するものであります。

(2)特別障害者手当等給付費負担金であります。歳出の5、特別障害者手当等給付経費の減額補正に伴い、国庫負担金139万8,000円を減額するものであります。

(3)障害児通所給付費負担金であります。歳出の2、障害者通所給付経費の減額補正に伴い国庫負担金171万8,000円、県負担金85万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

一番下から次の2の4ページにかけてでございますけれども、地域生活支援事業補助金であります。これは歳出補正はございませんでした。事業費についての予算補正はございませんが、補助率の変更に伴う補正を行うものであります。国庫補助金及び県補助金につきまして、その合計補助率を当初60.0%と見込んでおりましたが、実績が53.2%と下回る見込みとなったため、国庫補助金338万4,000円、県補助金169万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

(5)障害者医療費負担金であります。歳出の3、障害者医療費のうち、更生医療給付経費の減額補正に伴い、県負担金159万7,000円を減額するものであります。

(6) 重度障害者医療費補助金であります。歳出の4、重度障害者医療助成経費の減額補正に伴い、県補助金61万1,000円を減額するものであります。

(7) でございます。重度訪問介護等利用促進事業補助金であります。歳出の1の障害者福祉サービス給付経費のうち、訪問系サービスの給付経費について当初830万4,000円と見込んでおりましたが、実績が1,027万円と上回る見込みとなりましたので、それに係る県補助金147万5,000円を増額するものであります。

平成28年度竹原市一般会計補正予算(第4号)のうち、健康福祉課関係分については以上でございます。

委員長(宮原忠行君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(宮原忠行君) それでは、ないようでございますので、説明員の入れ替えのため暫時休憩をさせていただきます。

御苦労さんでした。

午後1時51分 休憩

午後1時52分 再開

委員長(宮原忠行君) それでは、会議を再開いたします。

次に、平成28年度竹原市一般会計補正予算(第4号)の建設課に係る案件について、建設課長より説明を求めます。

建設課長。

建設課長(大田哲也君) それでは、平成28年度一般会計補正予算(第4号)について、建設部建設課関係分について御説明を申し上げます。

建設部の補足説明資料1の7ページをお開きください。

まず、歳出より御説明をいたします。

(1) 中田万里ほ場整備事業に要する経費につきましては、入札により工事請負費が減額となったことから300万円を減額するものでございます。あわせて需用費の消耗品費353万5,000円を減額するものでございます。

(2) の吉名漁港の整備経費につきましては、防潮扉の設置を予定しておりましたが、

国からの補助金の減額交付に伴いまして、需用費１８５万２，０００円と工事請負費３，７００万円を減額するものでございます。

（３）の市道舗装改修工事につきましては、国の補助金を活用いたしまして、市道の補修、改修を実施しておりますが、国の補助金が要望した額を下回ったことから需用費８００万円を減額するものでございます。

次に、１の８ページをお開きください。

市道向島３号線、忠海中学校線、宮床線の事業費につきましては、国庫補助金の減額交付に伴い、それぞれ減額補正を行うものでございます。

（４）の市道向島３号線につきましては、工事請負費１７５万円を減額、（５）の市道忠海中学校線は、委託料２５万円、公有財産購入費が３，１５０万円、補償費２，７１５万円を減額、（６）の市道宮床線については、委託料７０万円をそれぞれ減額補正するものでございます。

次に、１の９ページをごらんください。

（７）の県営道路整備事業負担金につきましては、県が実施する道路の整備費の１割を市が負担するものでございますが、今回事業の進捗に応じて調整を行い、負担金４９２万円を減額するものでございます。

（８）の橋梁維持改修経費につきましては、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、補修工事を行うものでございますが、国庫補助金の額が要望した額を下回ったことから、委託料６００万円と工事請負費２，１００万円を減額するものでございます。

（９）の県営港湾整備事業負担金につきましては、竹原港、忠海港の整備費用の一部を市が負担するものでありますが、事業の進捗に応じて負担金２，５３５万９，０００円を減額するものでございます。

次に、１の１０ページをお開きください。

（１０）の県急傾斜地維持管理に要する経費につきましては、のり面の草刈り、水路清掃等が主な業務であります。県からの委託金が減額となったことから１７０万円を減額補正するものであります。

（１１）の市道北崎３号線整備工事につきましては、入札により減となったことから２０万円を減額するものでございます。

（１２）の現年公共土木施設災害復旧事業（単独）測量設計委託料につきましては１２万９，０００円を減額するものでございます。

次に、１の１ページにお戻りください。

歳入でございますが、農業費の分担金につきましては、中田万里ほ場整備事業の減により１４４万円を減額するものでございます。

国庫補助金につきましては、国の減額交付に伴いまして、防災安全事業分が要望額に対しまして内示額が３３％であったことから、３，４３１万９，０００円を減額するとともに、道路整備事業分につきましては、内示率が４２％であったことから３，５５７万円を減額するものでございます。

県支出金につきましては、農業費補助金６１５万３，０００円と水産費補助金１，８９０万円をそれぞれ減額補正するものであります。

県委託金につきましては、減額交付によりまして急傾斜地維持管理業務委託金１７０万円を減額するものでございます。

１の２ページをお開きください。

起債につきましては、農林水産業債、土木債、災害復旧債を合わせて７，０５０万円減額補正するものでございます。

次に、１の１１ページをお開きください。

平成２８年度一般会計繰越明許費について御説明を申し上げます。

県営事業の急傾斜地崩壊対策事業の負担金につきましては、大井地区の工事施工に当たり、地域住民から家屋調査の要望があり、業務対応に不測の日数を要したため、１２０万円の繰り越しを行うものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参りたいと思います。

次に、平成２８年度竹原市一般会計補正予算（第４号）に係る都市整備課に係る案件について、都市整備課長より説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） それでは、内容につきまして補足資料の２の４ページをお

開きください。

1 番目の空き家等対策計画策定業務料につきましては、委託料として当初1, 000万円を計上しておりましたが、事業の決算見込みの減少、いわゆる入札残に関わりまして373万2, 000円の減額をするものでございます。

次に、2番目の都市公園の施設整備工事につきましては、バンブー・ジョイ・ハイランドの受電施設の更新等のため、当初1億350万円計上しておりましたが、国庫補助金の減額交付に伴いまして7, 170万円の減額をするものであります。

次に、3番目の県営道路改良事業負担金につきましては、国道432号と忠海中央線について当初1, 683万4, 000円を計上しておりましたが、事業の進捗に伴い113万6, 000円の増額をするものであります。

2の5ページをごらんください。

次に、4番目の新開土地地区画整理事業につきましては、当初計画していた国庫補助金、県の支出金、交付金が減額交付となったため、それに伴い測量設計業務等の委託料を2, 000万円、土地造成業務の工事請負費を1億2, 900万円、建物移転等の移転補償費等を2, 800万円減額するものでございます。

次に、2の1から2の2ページをお開きください。

歳入の補正でございます。

まず、子育て世帯住宅の使用料につきましては、入居状況から1, 506万5, 000円減額するものであります。

次に、国庫補助金につきましては、先ほど説明いたしました公園整備事業等の減額の3, 650万円と立地適正化計画の策定に伴う集約都市形成支援事業の減額分202万4, 000円と、新開土地地区画整理事業の減額分3, 966万4, 000円と、空き家対策事業の減額187万9, 000円の合計8, 006万7, 000円の減額補正であります。

次に、県支出金につきましては、土地地区画整理事業、いわゆる公管金ですが、予算額1億3, 200万円に対し6, 500万円の交付となったため、6, 700万円の減額でございます。

次に、市債として公園整備事業債が3, 670万円の減額、県営事業債負担金に伴う街路整備事業債が90万円の増額、土地地区画整理事業債が3, 250万円の減額で、合計6, 830万円の減額補正でございます。

次に、2の6ページをお開きください。

平成28年度繰越明許費で、忠海中央線道路改良事業等につきまして、関係地権者等の用地及び補償交渉に不測の日数を要したことによりまして年度内に事業を完了することが困難となったので、県営道路改良事業負担金として事業費1,797万円のうち466万7,000円を繰り越すものでございます。

次に、2の7ページをごらんください。

新開土地区画整理事業につきましても、建物移転補償等の交渉に不測の日数を要したことにより年度内の移転完了が困難となったため、移転補償費として事業費1億3,150万円のうち900万円を繰り越すものでございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 新開区画整理事業、あれは終わるのはいつですか。それが1点と、職員さんはどういうふうな交渉をやっているのか、余り熱心に外に出てないようなんだが。交渉は向こうから来るのを待っているのか、行って積極的に交渉しているのか、よくわからないのだが、ちょっとけつをたたかないといけないのではないですか。

委員長（宮原忠行君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、区画整理の完成の状況でございますが、先般12月の時に一応行政報告ということでさせてもらったのですが、現在進捗率がおおむね8割になっているのですが、残り2割あるということで、国、県に協議をした結果、おおむねこの2月2日に国土交通省に5年間の延伸というのを認めていただきましたので、完成目標を平成34年度の完成目標ということで今から動くようになろうかと思います。

それから次に、交渉の件でございますが、いろんなパターンがございまして、積極的に交渉に行っているところと、やはりなかなか合意形成がとれていないところは、向こうから連絡があって行くケース、2通りあります。今後、引き続いて、2割ございますので、粘り強く交渉に行くように積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 反対された方には待っているより、やっぱり朝晩行くぐらいの気概

で行かないと。やっぱり今のやり方というのはほっているから、いつも種が切れるのよ。遅れているところは皆そうよ。だから、一応もう5年やったから、5年でやればいいと言っていたら、また遅れるから。やっぱりある程度前倒しの工程表でもつくって、そうしてやっていないと、西条の駅前の再開発なんか、ちゃちゃっとやったから。ああいうのを見ていると、やっぱりレベルの差があるのかというような感じもあるのよ。だから、できるだけ出ていって、やっぱり顔なじみになって、ひとつ頼みますわというような格好でやっていったら事業は相当前へ行く思う。

委員長（宮原忠行君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 委員さんの御指摘を踏まえまして、例えば挨拶から入って、朝晩ではないけど、おはようございますから入って、とにかく現場の方に出向いて職員一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 宇野委員、よろしいですか。

委員（宇野武則君） はい。

委員長（宮原忠行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございます。

それでは、以上をもって当委員会に付託されました議案並びに付託案件以外の議案に関する議事は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいことと、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、議事の都合により暫時休憩いたします。

理事者側は退席願います。ほかの委員さんは引き続き閉会中審査等の件について協議が

ありますので、よろしく願いをいたします。

午後２時０７分 休憩

午後２時０７分 再開

委員長（宮原忠行君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

当委員会の閉会中継続審査についてを議題といたします。

６月定例会までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件等があればお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでしたら、正副委員長の方に御一任願えますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、ありがとうございます。

以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

御苦労さんでございました。ありがとうございました。

午後２時０８分 閉会